

議第23号

高山市教育委員会委員定数条例について

高山市教育委員会委員定数条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い制定しようとする。

## 高山市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、高山市教育委員会の委員の定数を5人とする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き従前の例により教育委員会の委員として在職する間については、この条例の規定は適用せず、なお従前の例による。